

平成28年1月19日

産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 御中

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会
会長 荻原 紀男

産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会 報告書
「画像デザインの保護の在り方について」(案)への意見

当協会では、平成27年12月21日に特許庁より意見募集が開始された産業構造審議会 知的財産分科会 意匠制度小委員会報告書「画像デザインの保護の在り方について」(案)について、以下の通り意見をとりまとめましたので、ご提出申し上げます。

当協会は、パッケージソフトウェアの開発販売を業とする会員を多く有することから、画像デザイン保護は、当協会の会員のビジネスに直結する重要課題であり、今般、意匠審査基準を改定して画像デザインの保護拡充を図ることに賛成します。

一方、企図されている意匠審査基準の改定は、物品に予め格納されたソフトウェアによる画像のみならず、後から追加インストールした操作画像やアップデートした操作画像が保護されるようになりますが、現行意匠法を改正せずその枠内で保護拡充を図ろうとしているため、画像デザインと物品の一体性を保持することが要件となり、この結果、画像デザインが十分に保護されないこととなります。

クラウドの発展や IoT (Internet of Things) などの新たな技術展開を迎えている中で、画像デザイン保護の法整備は急務です。

つきましては、画像デザインの保護の在り方を検討されるにあたりましては、本意見を十分お汲み取りいただき、ご議論くださいますようお願い申し上げます。

1. ネットワークコンピューティングにかかる画像の保護

企図されている意匠審査基準の改定によれば、

- ① テレビ番組の画像やインターネットの画像など、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、及び、映画の一場面やゲーム等のいわゆるコンテンツを表した画像等、物品外部からの信号により一時的に表示される画像については、引き続き、物品との一体性を有さないものとして取り扱い、今後も画像保護の対象としないとされている。
- ② また、クラウド、ネットワークコンピューティングによりクライアント端末である電子計算機に表示される画像は、意匠法第2条第2項に規定する、一体として用いられる物品に表示される画像には該当しないものとして取り扱おうとされ、今後も保護の対

象とならないとされている。

しかしながら、クラウドやネットワークコンピューティングによりクライアント端末に表示される画像は、会計処理等の特定業務のために繰り返し利用される操作画面であることが多い。ネットワークとの接続時にのみ表示される画像とは言え、①で述べられているような一過性のコンテンツとは、異なるものである。これらの操作画像等は、業務用の電子計算機のモニター画面に表示される操作画像等と同じ労力を掛けて開発されるものであり、表示され操作される場所が遠方であるだけで、技術的にも機能的にも格別異なるものではないというべきである。

最近では、クラウドやネットワークコンピューティングによる業務処理は、当たり前のことになっており、例えば、物品に予め格納されたソフトウェアによる画像は保護され、まったく同一のソフトウェアによる画像を他社がクラウドで提供した場合、権利侵害にならないのは、著しく公正を欠く。

以上のことから、当協会では、クラウドやネットワークコンピューティングによりクライアント端末に表示される画像デザインにも保護範囲が及ぶべきだと考える。

2. 物品に表示画面がない場合の画像デザインの保護

従来から、DVDプレイヤーの操作画像のように物品そのものには表示部がなく、物品に接続されて一体として用いられるTVモニター等の画面に便宜的に画像を表示する場合は、物品との一体性があると見なして画像意匠が保護されてきた。一方で、マウスやペンタブレットのごとき電子計算機の操作に供される周辺機器は、その機器自体には表示部がなく、その機器の操作画像が一体接続された電子計算機のモニター画面に表示される。このような周辺機器については、意匠法第2条2項に規定する「これ（物品）と一体として用いられる物品に表示される」という要件を満たさないとして保護の対象外とされてきた。その根拠としては、当該周辺機器は、DVDプレイヤーと異なり、CPUのような高度な演算処理機能を持たず、表示部がないために便宜的にモニター画面を利用しているわけではないため、と説明されている。この結果、マウスやペンタブレットの様な周辺機器においては、物品との一体性要件が障害となって操作画像のデザインが保護され得ないという状態が続いており、今般の審査基準改定によっても状況は改善されない。物品との一体性に固執し、これを厳格に適用することを続ける限り、この不均衡は、解消出来ないと考えている。

当協会では、当該物品の操作のための画像デザインであって、当該物品の使用を目的として接続されたモニター画面に表示されるのであれば、表示が一時的であろうと保護されるべきであると考えます。

今回、意匠審査基準の改正には限界があることが明らかになったので今後、意匠法を改正することを視野に入れた検討が継続して行われることを切に希望する。

以上